

紀伊国阿弓河莊とその史料（後篇）

—— 建治相論の再検討 ——

付 阿弓河莊関係史料目録（二）

伊藤哲平・鎌倉佐保

はじめに

本稿は、本誌第五一四―一九号に掲載された「紀伊国阿弓河莊とその史料―阿弓河莊研究の課題^①―」の後篇である。前篇では、阿弓河莊関係史料について、目録の補訂・翻刻の訂正・年欠の文書の年代比定など、いまだ多くの課題が残されていることを指摘し、莊園領主円満院・寂楽寺・高野山、地頭湯浅氏等の領有関係や在地における公文の実態について整理を行った。

本稿では、建治以降の阿弓河莊関係文書の目録の補訂をおこない、阿弓河莊研究で多くの注目を集めてきた、いわゆる建治相論とそれに至る相論の過程について再検討を試みたい。

建治相論とは、建治元々二年（一二七五―七六）頃までの間、莊園領主円満院・寂楽寺と地頭湯浅氏とが阿弓河莊の支配をめぐる争った相論のことをいう。かの有名な地頭の苛法非法を訴えた上村百姓等の片仮名言上状はこの相論のさなかに出されたもので、相論はそれをきっかけに六波羅法廷での激しい訴訟へと展開していった。

この相論は、莊園領主円満院（本家）・寂楽寺（領家）と地頭湯浅氏、百姓等と地頭湯浅氏という対抗関係を軸としていたが、実際の相論の過程はそれが複雑にからみあいながら展開していった。先行研究の論点は多岐にわたるが、

相論の具体的な過程が明らかにされるなかで、その対抗関係をどう捉えるかがひとつの論点となった。

一九六〇年代、仲村研は、片仮名言上状の成立を阿弓河荘支配をめぐる複雑な政治状況のなかで捉え、この片仮名言上状が領家寂楽寺の雑掌の指導のもとで作成されたことを明らかにし、さらに六波羅奉行人が地頭ではなく荘園領主側に加担していたことから、六波羅法廷での裁判は事実上、鎌倉幕府対地頭の対決の様相を呈したと捉え、ここに鎌倉幕府の反動性^①、荘園制崩壊阻止の動向を読み取った^②。

その後一九八〇年代末に河野通明が、年末詳文書の年次比定と相論の関係者の整理を行いながら建治相論の過程を詳細に明らかにし、仲村が示した百姓申状作成への領家方雑掌の指導という事実や、鎌倉幕府対地頭という図式で捉えることを批判し、^③ 本家・領家間にも矛盾があり、実際に訴訟に関係していたのは領家寂楽寺の権限を吸収した本家円満院であったとした。黒田弘子も、相論に関係した荘園領主側の雑掌や六波羅奉行人の動向を詳細に検証し、地頭湯浅氏側も六波羅奉行人の一部を味方に引き入れていたことを明らかにし、むしろ幕府の法曹官僚を頼るしかなかった荘園領主の立場の脆弱さを指摘して仲村の見解を批判した。ただし黒田は、相論の主体を領家寂楽寺と捉え、河野とは見解を異にしている^④。

一九九〇年代以降さらに史料の分析が進められ、湯浅氏の立場について新たな見解も出された。高橋典幸は、河野の文書解釈を一部訂正しながら再検証し、地頭湯浅氏が兼帯したのは預所ではなく預所代官職（雑掌職）であったことと、また建治相論では預所職を握っていた領家寂楽寺も相論に関与し、円満院の指揮下で活動していたことを指摘した^⑤。また、高橋修は、建治相論に至る過程を段階的に把握し、まず正元（文永前半期）の相論は、湯浅氏が円満院内部に直接的な関係を築いたことによる、円満院機構内における親湯浅氏勢力と対抗勢力との政治的抗争であったこと、その後円満院門跡円助による寺領相続により支配体制が変わり、文永一〇年（一二七三）に本所・地頭、領家・地頭間に協動的な体制が成立し、それに対して百姓等の独自性の強い闘争が展開され、建治相論の口火を切ることになったと論じた^⑥。

また建治相論の背後にあった百姓闘争についても仲村以来注目されてきたが、金泰虎は、建治以前の阿弓河荘支配の実態を捉えるなかで、円満院の直務による支配再編とそれを支えた荘官・百姓、それらと対抗する地頭との関係を明らかにし、円満院の直務支配の頃からすでに百姓の役割は重要なものとなっており、公文と結びつきながら次第に百姓結合が前面に登場してくる過程を示した。^⑦

このようにこれまでの研究で建治相論は、一九七〇年代の荘園支配をめぐる荘園領主対在地領主、幕府裁判における鎌倉幕府対地頭という対抗関係の把握から、円満院・寂楽寺・湯浅氏各領主層の対立構造と、領主各層と連携・対抗しながら闘争を展開した百姓の動向を、建治相論に至る過程も含めて動態的に捉えるようになってきている。

しかし相論の過程はかなり具体的に明らかにされ、新たな指摘もなされてはいるものの、いまだ十分な検証がなされておらず統一の見解にいたっていないところもある。

まず、建治相論の主体が本家円満院か、領家寂楽寺なのか、両者の関係と相論との関わりについてである。河野以降、本家円満院を相論の主体とする見方がある一方で、寂楽寺を主体とする黒田の見解もあり、本家・領家の関係や相論への関わりについては、相論の過程のなかで改めて整理しておく必要がある。

またこれと関連して、荘園支配や裁判に関わる預所・預所代や雑掌をどう位置づけるかという問題がある。地頭湯浅氏の兼帯した預所職もしくは預所代官職、雑掌、また訴訟を担当した雑掌の理解についても、必ずしも統一的な見解がなされていない。それぞれの立場や位置づけを明確にすることは、荘園支配の実態や、相論の対抗関係を捉えるうえで重要である。

そして、建治相論に至る過程については、高橋修の研究が現在の到達点となっており、円満院内部の親湯浅派・反湯浅派の抗争が阿弓河荘支配体制に大きな影響を与えていたことが明らかにされたが、湯浅氏の動向を中心に捉える高橋に対して、金が明らかにしたように円満院門跡による直務支配が抗争にも大きな影響を与えていたとするならば、円満院による荘園支配の動向も踏まえて、建治相論に至る過程を捉える必要がある。

このような課題が残されてきた要因の一つに、阿弔河莊関係史料の残存状況と個々の史料の難解さがある。とくに建治相論の關係史料は、一括して写し取られたとみられる案文、個別に写されたとみられる案文や、宛名のない書状なども多く、それらが本来誰の手元であり、どこで案文が作成されたのが容易につかめないものも多い。すでに金が明らかにしているように、阿弔河莊の關係史料自体、本来の莊園領主円満院・寂楽寺ではなく、金山挙げての訴訟により莊園領主権を奪い取った高野山に移管され、高野山文書として伝来したという経緯があり、その原形態をつかむことが容易ではない。阿弔河莊研究の進展には、原本調査を含めた史料論的研究が必要であるが、それは今後の課題とせざるを得ない。ここではまず、右に示した課題を中心に、文永から建治にいたる相論の過程と実態を改めて整理し、考察を加えることとしたい。

一、文永相論の再検討

(一) 文永年間の相論と対抗關係

まず、建治相論に至る前段階、正元元年頃から文永後半までの、莊園領主(円満院・寂楽寺)と地頭湯浅氏の争いについて事実關係を整理しておきたい。

地頭湯浅氏は、嘉禎元年(一二三五)、宗光の妻住心による寂楽寺堂舎修造などの功によって、円満院門跡嵯峨宮(僧正法円)より預所職の永代相伝を認められ、地頭・預所を兼帯することになった。しかし円満院門跡に桜井宮覚仁(後鳥羽天皇皇子)が就くと、桜井宮覚仁は阿弔河莊の直務支配を開始し、正元元年(一二五九)前後から、播磨法橋、戸賀井法眼を預所に補任し、湯浅氏から預所職を奪った。これは、このころ高野山が周辺莊園を集積する動きを強め、阿弔河莊にも地頭湯浅氏を通じて侵略しようとしていたのに対抗する動きであったと捉えられている。¹⁰⁾

上莊地頭湯浅光信は、正元元年に播磨法橋の新儀非法を訴えたが、正元年中には預所戸賀井法眼から地頭兼帯を武

家に訴えられたという。だがこのときは和与によって訴訟は止められた。¹³⁾

その後、弘長三年（一二六三）頃、桜井宮覚仁の近習の米持王が預所に任命されると、地頭尼唯心・湯浅宗氏（宗光と住心の子、法名成仏）は、米持王を通じて円満院に接近し、阿弓河荘を地頭請所とする契約を成立させた。湯浅宗氏は米持王と知音で子息を米持王の養子としていたといい、湯浅氏は円満院内部に私的な縁故を築き、それ通じて地頭請所化を実現したのである。¹⁴⁾

しかし、これに現地の荘官・百姓等が抵抗し、「荘家の愁訴」によって地頭請所は停止されることになった。そして米持王が解任され粉河讃岐房が新預所となると、讃岐房は地頭の非法をふたたび武家に提訴した。¹⁵⁾ このときの結末は不明であるが、文永二年（一二六五）一〇月には、阿弓河荘雜掌の「重訴状」が六波羅に出され、上村・下村地頭に参洛命令が下っているので、訴訟が続いていたことがうかがえる。¹⁶⁾

このように、正元から文永二年頃までの間は、円満院桜井宮覚仁による直務支配のもと、地頭湯浅氏は預所職を失ったが、円満院内部に私的縁故を築いて地頭請所を実現した。高橋修が指摘したように、この時期の対立抗争の本質は、円満院の機構内部での親湯浅派とそれと対抗する勢力の政治抗争にあった。

六波羅での裁判が終わらないうちに、米持王はふたたび桜井宮覚仁に内奏を経て預所に還補された。¹⁷⁾ しかし文永三年（一二六六）四月桜井宮覚仁が没したことで、支配体制が大きく変化する。寂楽寺別当であった任快法印が、桜井宮覚仁の死去直前に、桜井宮から本所の立場を継承し預所所務も寺家に付けられたと称して、阿弓河荘支配に乗り出したのである。¹⁸⁾

任快は預所として、文永三年秋、早速年貢徴収に臨んだが、地頭湯浅宗氏が「年貢は故桜井宮のときに来納としてすでに納入している」として年貢納入を拒んだため、六波羅探題に提訴した。¹⁹⁾ 以降、文永四年末にかけて、寂楽寺（預所任快）と上下荘地頭唯心・湯浅宗氏との間で、六波羅法廷への提訴が繰り返されることになった。なおこの時期の訴訟は法勝寺末寺寂楽寺領としておこなわれ、年貢も「法勝寺九檀護摩内大湯室修理用途・寂楽寺仏性灯油」だと主張さ

れている。⁽²⁰⁾ この段階においては、寂楽寺（預所任快）対地頭湯浅氏の間の年貢抑留を主たる争点とする相論であった。任快が訴えた地頭の年貢抑留とは、地頭湯浅宗氏の主張によれば、桜井宮の命令による来納であり、さらなる徴収は「二重の責め」だとしたが、任快はこれを前預所米持王と宗氏との私的な結託による年貢の抑留・犯用だとしたのである。また地頭請所についても、米持王との私的な契約であって、預所交替によって断絶しているとして否定した。地頭湯浅宗氏も、来納の未進があったことは認め、それについては領家に納入すると約諾の書状をしたためたが（文永四年四月二三日）、結局それを納入することはなく、また召文にも応じず裁判は停滞し、任快の訴えは奉行人後藤左衛門尉（基綱）により棄却された。

任快はこれに納得せず、越訴奉行藤内兵衛尉（斎藤基茂（唯浄））に付して再度訴状を提出し、訴訟が続いた。その年の秋、任快は当年年貢の徴収と「御代検注」を行おうとしたが地頭の拒否と百姓の逃散にあい果たせなかつた。⁽²¹⁾

そして任快は逆に地頭唯心・宗氏から、荘家に乱入し地頭尼唯心の家の葺遣戸を破るなどの恥辱に及んだとして訴えられた。⁽²²⁾ 地頭の訴状は一月八日に六波羅に提出され、一月二〇日付で問状が出されたが、それが任快側に届いたのは一二月一八日のことで、その間に任快も地頭の年貢抑留・検注拒否ほか数十カ条の非法を六波羅に訴え、一月六日には六波羅殿の御教書を申し下されていたとい、双方から訴状が出されるという事態となった。⁽²³⁾ しかしこれも結局問答は開かれなかつた。

こうした事態のなかで、文永五年十一月、円満院門跡の円助法親王が桜井宮寛仁の遺領を相続し、阿弓河荘はふたたび円満院を本所としてその管理下に置かれることとなった。⁽²⁴⁾ 寂楽寺の別当任快は引き続き預所の立場にあつたが、上荘地頭湯浅宗親（宗氏・唯心子息）からふたたび荘家乱入を六波羅に提訴されたため、文永六年に子息の按察阿闍梨に預所を譲与し引退した。⁽²⁵⁾ 新預所の按察阿闍梨は文永七年（一二七〇）七月、地頭湯浅宗親と和与して宗親との相論を終らせることとし、「上下荘公用百八貫八百廿三文」で地頭請所とすることを契約した。⁽²⁶⁾ 地頭宗親は鬱訴を散じていながつたが荘務を全うするためこれに応じたといふ。⁽²⁷⁾ ここで預所按察阿闍梨が和与したのは、任快が提訴されたこ

とで自分の科が明らかになるのを恐れたためだと言われているが、それとともに本所円満院の支配となったことで任快・按察阿闍梨は莊園支配に直接関与して地頭と敵対するよりも、預所得分の確保に重きをおいたものと思われる。ところがほどなく和与は破棄された。後の建治相論のなかでの円満院の主張によれば、宗親の年貢未進により地頭請所を停止し、雑掌職を解任したとし、新たな雑掌として馬入道願蓮を任じたとしている。⁽²⁹⁾

その後、文永一〇年（一二七三）六月、円満院円助法親王の相続から五年経ってようやく、代替りの大検注が実施された。⁽³⁰⁾この検注目録には、円満院御使願蓮・地頭藤原女（唯心カ）・公文が連署しており、地頭湯浅氏と本所円満院との間に協調体制が成立し、検注が実現したことが示されている。

さらに同年八月、地頭宗親と預所按察阿闍梨との間で、「自今以後、隔心あるべからず」という「芳談」がなされ、再び和与が成立した。⁽³¹⁾宗親は「預所代」という立場となり、改めて請所契約が結ばれた。ただし円満院は、後述するように、このとき宗親を「雑掌」に再任したと捉えていた。⁽³²⁾

高橋修は、ここに本所・地頭間、領家・地頭間の協調体制が成立したとし、これを「場当たりの妥協としか言いようがない」としながらも、これが百姓の闘争形態をより主体的なものに転換させるきっかけとなったと捉えた。つまり、ここに領主各層対百姓の対立構造が現出し、それが百姓闘争の形態を変化させ、領主各層の協調体制を崩壊させたと評価したのである。

この協調体制の内実をどう捉え、どう評価するかは、この後の百姓の闘争と建治相論を捉えるうえで重要なポイントである。高橋は、円助の寺領相続から検注の実施まで五年を費やしたが、これは周到な準備のうえ満を持しての大検注であったとし、八月の湯浅宗親の預所補任は大検注への協力に対する恩賞という意味合いをもつものであったと捉えた。

しかし、八月に湯浅宗親が任じられたのは史料上では「雑掌」とあり、⁽³⁴⁾預所に任じられたわけではない。また高橋典幸が明らかにしたように、このころ宗親は「預所代」と呼ばれていた。高橋典幸は雑掌≡預所代職としたが、地頭

宗親が雑掌に任じられたとするのは建治相論のなかで本所側による主張であり、注意が必要である。預所か預所代か、雑掌かの違いは些末なことのようにも思えるが、協調体制の内実を考えるうえで重要である。また文永一〇年の協調体制がなぜ実現したのかについても、さらに検討する必要がある。

そこで次節では文永五年の支配体制の転換から、文永一〇年の協調体制成立の過程について、さらに検証をおこないたい。

(二) 円満院による阿弓河荘支配の再編と「協調体制」の内実

まず文永五年一月以降円満院門跡円助の管領下となつてからの、預所と地頭、円満院の関係について確認したい。それをうかがえる史料としてこれまで注目されてきたのが、建治相論のなかで円満院側が訴状具書として作成した預所と雑掌の任免について記した注進状である。³⁵⁾

これによれば、寂楽寺別当任快が預所であったとき、文永三年～五年には雑掌として四郎左衛門尉景実が知行し、文永六年に預所が任快から子息の按察阿闍梨に譲与されると、雑掌には大夫阿闍梨印頭が任じられ、その後、文永七年に湯浅宗親が種々大望を申したために雑掌を宛て給わつたが、年貢未進のために召し返し、馬入道願蓮に新たに宛て給わつたという。そして文永一〇年、宗親が懇望したので雑掌を宛て給わつたが、百姓等の逃亡が起きたため召し返し従蓮に宛て給わつたと記している。

つまり、円満院側は、預所の下に雑掌を置き、文永七年、文永一〇年(八月)³⁶⁾に宗親が懇望したので雑掌に任じたが、その後解任したとしている。ただし、建治相論で本所円満院側は、文永七年の預所按察阿闍梨と地頭宗親との和与、文永一〇年八月の和与を、「跡形も無き虚誕」³⁷⁾とし、このときの契約を本所から宗親を雑掌職に任命したとする意図的な読み替えをしているので注意が必要である。だが少なくとも、文永一〇年六月に大検注が行われた段階では、文永七年の和与が破られ、預所と地頭宗親とは再び敵対し、雑掌には宗親と敵対関係にあった願蓮が任じられていた

ことは間違いない。

この馬入道願蓮については、高橋修が詳しく明らかにしており、桜井宮覚仁の時に円満院の代官・御使として阿弋河荘経営に関与し、そのとき地頭宗親と激しく敵対した人物であった。桜井宮の没後は、任快・按察阿闍梨の所従として阿弋河荘経営に関わったものとみられ、地頭館の襲撃にも加わっており、また後に宗親は願蓮が地頭代の妻を押し取り懐抱したことも訴えている⁽³⁸⁾。願蓮は、宗親にとっては莊園現地で抗争した相手であった。その願蓮が地頭宗親にかわってふたたび阿弋河荘の莊務に関与し、文永一〇年大検注の際にも本所御使の立場で関わっていたのである。つまり、円満院門跡円助の支配となつてから、大検注実施までの五年の間は、高橋修のいうような検注への周到な準備期間というよりは、一時的に文永七年に和与が成つたとはいえ、実際には預所と地頭の敵対関係、雑掌と地頭の敵対関係が続いており、代替検注が実施できない状況であつたとみるべきだろう。

またこの願蓮が、高橋修が明らかにしたように、もともと桜井宮覚仁によつて御使・代官として起用された人物であつたことを踏まえると、ここで願蓮が起用されたのは、円満院による直務支配強化の動きと捉えることもできる。

かつて桜井宮覚仁のとき、覚仁はそれまでの預所中心の支配体制から、円満院公文所、円満院の派遣する御使、現地の公文を中心として直務支配を強化したことが金の研究によつて明らかにされている⁽⁴⁰⁾。また、覚仁の直務支配の時期の文書の残存状況の特徴として、公文が出した文書の正文がその時期にのみ残存していることも前稿で明らかにした⁽⁴¹⁾。文永五年以降の状況を見ると、それが明確にあらわれるのは文永九年のことで、上村公文から田代・綿等の注文や、臥田、逃亡跡の注文が出されており、その正文が残存している⁽⁴²⁾。またこの後も、文永一一年に下村公文乗蓮（紀光季）、上村公文酒部安則から草刈人注文が出されており、まさに願蓮が雑掌となつたところから、直務支配が強化されていることが見て取れる。

こうした円満院の直務支配強化のなかで、文永一〇年六月、地頭湯浅氏も協調して、代替りの大検注が実現した。では地頭湯浅氏はなぜここで協調の姿勢をとつたのだろうか。

このとき作成された検注目録によれば、この検注の一部（畠桑柿栗林漆）は、建久四年の検注を引き写しものであったことがわかる。⁴⁴ また田地については建久四年検注目録では田数五〇町八歩、定田二八町五段三〇歩であったのに対して、文永一〇年検注目録では田代三七町三段二〇歩、定田一一町三段六〇歩と大幅に減少している。⁴⁵ そして検注目録が作成された数日後、御使願進によつて臥（伏）田二〇町と地頭その他の出田が確認され、臥田の勘料が計上され、その大半がすでに納入されたことが記されている。⁴⁶ つまりこの検注は、実検ではなく、地頭の申告に従つた居合検注であった。地頭が検注実施に合意したのも、居合検注であつたからだろう。円満院は地頭湯浅氏に譲歩することで、ようやく代替り検注が実施できたのである。

さてこの六月の検注の後、八月に、預所按察阿闍梨と地頭宗親との間で、「自今以後、隔心あるべからず」との「芳談」がなされた。⁴⁷ これはいったいどういう内容の契約だつたのだろうか。

⁴⁸ 先に触れたように、本所側はこのとき文永一〇年八月に、宗親の懇望により御恩として雑掌職に任じた、としている。ただし、この内容を記した史料は、後の建治相論での訴陳状であるため、慎重に解釈する必要がある。

のちの建治相論のなかで、本所側は証拠文書としてこのとき宗親が出した請文を提出した。⁴⁹ それは、「雑掌職を改めらるると雖も、違乱を致すべからず」という内容で、「平に御恩を蒙り、御年貢・御公事以下細々物、一事さらに懈怠を致すべからず。御領がため、百姓がため、非法を致すべからず」というものであつたという。

この宗親請文に実際に「雑掌職」という文言があつたかは疑問であり、また当初の訴状では、「預所の恩顧」による任命だとしていたのが、後の訴状では「本所の御恩」と読み替えられている。⁵⁰ つまり、本所円満院は宗親を雑掌に任じるという明確な形をとっておらず、これは預所と地頭の間で結ばれた契約であつたと考えられるのである。⁵¹

一方宗親は、円満院側が具書として提出したこの宗親請文は謀書だと反駁しており、このときの契状は、文永七年に預所按察阿闍梨との間で一旦和与成立した和与が破棄された後、文永一〇年にふたたび預所按察阿闍梨と和与をしたときに、宗親側も今後の和融の儀を存じて書き与えた契状であり、請文ではないと主張した。⁵² だが、「預所恩顧の

間、彼の意に任すべし」との文言があつたことは確かなようで、宗親は按察阿闍梨が出した案文のままに書き与えたとしているように、和与・請所契約とともに、預所代とする契約を結び、提出したのがこの請文であつたと考えられる。⁽⁵³⁾ さらにそのことを明確に示すのが、円満院側が宗親を「代官」と称していたこと、そして、建治訴訟開始前に、唯淨（斎藤基茂）が円満院に訴訟方式について答申した文書のなかに、「預所の使者僧の申す如くんば、預所職を地頭に申しつけらると云々。然らば上荘は雑掌なきか。」と記されていることである。⁽⁵⁴⁾ つまり、建治訴訟の開始直前の段階で、預所職は事実上地頭宗親に与えられており、雑掌が不在であつたとされているのである。ただし同時に、「はまた地頭たりと雖も、雑掌に望み補すの上は……」とも記されており、地頭が雑掌に補任されているとも認識されており、本所側の宗親の位置づけは曖昧であつた。

これについては、この預所按察阿闍梨と地頭宗親との約諾が成つた後かと思われる八月一〇日に、円満院門跡円助の奉書が出されている。⁽⁵⁵⁾ それによれば、地頭湯浅宗親に対し、検注目録の通り年貢や恒例臨時の御公事の納入を命じ、また来納についての利分を取り決め、「いささかも残りて候はば、沙汰し返されて後、御領を召し返され候べく候」と通達されている。つまり、本所円満院も、預所と地頭の和与・地頭請所契約をうけて、それを承認し、年貢・公事の納入、来納について地頭宗親に命令を下したのである。来納の記載もあるように、円満院は地頭請所（事実上の預所兼帯）を容認することで、来納にも期待したのである。この円満院の地頭宗親の位置づけに対する曖昧さと、年貢取得を優先する姿勢が、この後の建治相論にも影響を与えたともいえるだろう。

このように、円満院門跡円助の相続以降、円満院は直務支配体制の強化をはかり、地頭の協力をえて大検注を実施することで、それをある程度実現した。しかし、それは実態としては預所按察阿闍梨と地頭宗親との間で結ばれた地頭請所・預所代官の契約（実質的な預所兼帯）を、円満院が容認することで成立したものであつた。それが文永一〇年の協調体制の内実であつたということができよう。

(三) 「協調体制」の崩壊

それでは、この協調体制がどのように崩壊していったのか。次に翌文永一年の百姓等の逃散以降の状況をみてみたい。

文永一年、阿豆河荘百姓が一荘あげて逃散する事態が起こった。使者の報告によれば、百姓等は柚取材木の津出の役に対して、地頭非法にこと寄せて逃散したとされている。この逃散に対して、円満院は一月二四日御教書を下して、まずは百姓には還住と、役を全うすることを命じ、そして地頭には新儀非法を停止しよう命じた。⁽⁵⁸⁾ 下荘は還住したようであるが、上荘百姓はその後も逃散が続き、翌建治元年(一二七五)三月、上荘百姓は地頭の新儀非法二〇余ヶ条を書き上げ、直接円満院に訴えた。⁽⁵⁹⁾

この百姓の逃散について、地頭宗親は前雑掌願蓮の煽動を疑っていたが、先行研究でも指摘されてきたように、本所はこの逃散を予期しておらず、百姓等の独自の判断によるものと考えられ、地頭非法にことよせて本所方への材木津出役を拒否して、本所に地頭非法停止の要求を突きつけたものであった。これは高橋修が示したように、文永一〇年の協調体制に対して百姓等が主体的に闘争を行ったものと捉えることができる。ただしこれは前節でみたように、このときの本所が、桜井宮覚仁のときのような直務支配体制を確立できず、実質的に地頭の預所兼帯を容認するかたちで合意をしたことに対する百姓等の反発であったということができよう。

この建治元年三月の百姓言上状をうけて円満院はどのように対応しただろうか。円満院はまず三月八日円助の御教書を出し、家司左衛門尉孝重を通じて、訴えの内容を地頭宗親に通達し、事実であるなら非法を停止し勸農をおこなうよう命じた。⁽⁶¹⁾ 宗親は、翌三月九日付で御教書に対する請文を提出し、「百姓申状をいただければ一々陳じ申す」と返答したが、この訴えが非分に雑掌職を望む者(願蓮)の讒訴ではないかと疑った。⁽⁶²⁾

宗親の請文を請け取った円満院公文所は、宗親の請文の内容を審議し、宗親の主張が不当であることを示し、早く百姓を還住させるよう直接宗親に命令すべきだとし、⁽⁶³⁾ 預所按察阿闍梨に通達するとともに、地頭宗親にも直接命令を

下した。⁽⁶⁴⁾

このように円満院は公文所を中心として、百姓訴状、宗親請文を審議し、御教書を家司孝重・円助の坊官である浄信を通じてそれぞれ地頭宗親・預所按察阿闍梨に通達するなど、⁽⁶⁵⁾円満院機構内で裁判を行い解決を試みようとしていた。宗親は、再三の御教書に対して、百姓が還住したならば非法を停止すると請文を提出し、上村百姓が訴えた加徴については少々免除するとし、⁽⁶⁶⁾また預所のもとに参上すると述べたが、円満院では、宗親が問答に応じず非法を停止しなければ、雑掌を解任して武家に提訴することも想定して、幕府の法曹官僚の唯浄に助言を求めた。⁽⁶⁷⁾

上村百姓も円満院の命令に応じてようやく還住したが、その後も地頭非法は止まず、百姓等は建治元年五月ふたたび三方条の申状を円満院に提出した。⁽⁶⁸⁾これは漢文で書かれた申状で、仲村研はこれを寂楽寺雑掌が主導して作成したものとし、河野通明はこれは六波羅へ提出された申状で、その作成過程で唯浄への確認がおこなわれたと捉えたが、黒田弘子は、仲村・河野の見解を批判し、この申状は百姓側の要求を認識して百姓サイドに立つて作成されたものとし、また六波羅に提訴がなされたのは九月が最初であり、これは六波羅への訴状ではないとした。⁽⁶⁹⁾高橋典幸も黒田の見解を補強しており、これは六波羅への訴状ではなく、円満院に提出された訴状であるとみるのが妥当である。しかしこの後しばらくの間、円満院側の動きを示す史料は残されておらず、その動きはわからない。

そうしたなか六月一七日、地頭方は上村百姓二八人、馬牛八疋を搦め捕るといふ行爲に出た。これは百姓等が本所に提訴したことに對する報復であろう。ここに円満院は、六波羅探題提訴へ向けて本格的に動き始めることになった。このように、円満院は文永一年の百姓の逃散以降、本所裁判によって問題を解決しようと試みていたが、それは地頭の非法を抑えることはできなかった。文永一〇年の協調体制が地頭に優位なたちで合意せざるを得なかったことに要因があったといえるだろう。円満院は百姓の要求にも独力で対処することができなかったのである。

二、建治相論の再検討

(一) 六波羅裁判における対抗関係

次に建治相論について再検討したい。円満院は唯浄を指南役として六波羅への提訴の準備をはじめ、七月に新雜掌に従進を任命し、九月、六波羅への訴状を提出した。ここに本格的に六波羅法廷での裁判が開始されることとなった。

建治相論については、はじめにで整理したように、訴訟の主体を円満院とするか寂楽寺とするかの見解の相違があるが、この問題は、建治相論の本質と対抗関係をどう見るかということと関係している。仲村研は、莊園領主寂楽寺対地頭湯浅氏の対抗を基本として捉え、訴訟に臨んだ莊園領主（領家寂楽寺）側の人的体制を、任快子息按察阿闍梨、その所従（預所代）馬入道願蓮、雜掌従進とその背景の斎藤唯浄とした。それに対して河野通明は、任快・按察阿闍梨等寂楽寺は相論には関与しておらず、訴訟主体は円満院門跡円助法親王であったとし、ただし地頭宗親は真の訴訟相手を円満院だとは見抜けず、雜掌とその背後の任快一派だと信じていたとした。また黒田弘子は、訴訟主体を寂楽寺と捉え、幕府法曹官僚の唯浄を寂楽寺のブレーンであったとし、この相論を預所職をもつ領家寂楽寺と地頭請所を主張する湯浅氏との、莊務権をめぐる争いであったと捉えた。高橋典幸は、預所を掌握していた按察阿闍梨（寂楽寺）も円満院の指揮のもとで相論に関わっていたとみた。

この段階の訴訟主体が円満院であったことは、前節での考察からも明らかだと思われるが、預所按察阿闍梨の関与については、建治元年三月段階においては預所按察阿闍梨が円満院から地頭非法停止・勸農沙汰の命令を受けており、関与が認められることは高橋典幸の指摘した通りだが、建治元年九月以降の六波羅法廷での訴訟においては、預所按察阿闍梨・寂楽寺は直接の関与はしていない。だが領家寂楽寺が無関係であったわけではなく、黒田・高橋典幸も注目したように、訴訟を担当した雜掌静舜は円満院令旨とともに寂楽寺拳状を以て訴訟に臨んでおり、また按察阿闍梨から文書正文を取り寄せるなど、訴訟準備過程でのやり取りも確認される（後述）⁽¹⁾。建治相論において寂楽寺は前面に

は登場しなかったものの円満院主導の訴訟に期待し協力していたとみられる。

では河野が、地頭湯浅氏は訴訟相手を任快一派だと捉えて真の訴訟相手を見抜けなかったとした点についてはどうだろうか。

そもそもこの段階で円満院が六波羅法廷への提訴に踏み切った目的は、地頭湯浅氏を重科に処すこと、すなわち地頭湯浅氏を罪科に処して莊園支配から排除することであった。そのことは初度の訴状に、地頭の身を召し上げ重科に処して欲しい、とあることから⁷³⁾、また建治二年六月の訴状では明確に、地頭職を改易して欲しい、とあることから⁷⁴⁾も明らかである。訴陳のなかでは、非法狼藉の実否、地頭請所の正当性や預所兼帯の実否など、提出した具書の真偽などさまざまな争点があったが、莊務権の所在や預所兼帯の実否自体がこの訴訟の本質的な争点であったわけではない。この段階で、地頭湯浅氏が真の訴訟相手を認識していなかったとは到底考えられない。

次にこの点のこの検証も含め、訴訟に関わった唯浄、雑掌従蓮、沙汰雑掌静舜、快猷に注目して建治相論の過程を再検証したい。

(二) 六波羅訴訟の開始

円満院が、建治元年(一二七五)六波羅への提訴をおこなうため、まずおこなったのは、新雑掌の任命であった。七月四日、沙弥従蓮が阿弓河荘上村・下村の雑掌に就任した。このとき円満院は従蓮に起請文を書かせている。⁷⁵⁾この従蓮とは、唯浄の推薦によるもので、六波羅探題南方の北条宗輔の後見南条頼員の舅で、先々武家において訴訟にも通じた人物であったという。⁷⁶⁾

新雑掌の任命は、高橋典幸も指摘しているように、地頭非法を訴えるには、雑掌が必要だったためである。円満院は唯浄に六波羅への訴訟の方法について諮問しており、唯浄は三つの訴訟方法、①中分を求める訴訟、②百姓等の解による訴訟、③雑掌による訴訟についてその可否を答申していた。⁷⁶⁾

まず、①の中分は新補地頭の場合には例があるが、本補地頭で地頭が承伏しない場合には傍例はなく、六波羅ではなく関東での訴訟となるとして否定的見解を示し、②百姓の解を六波羅に取り次ぐ形での訴訟の場合には、地頭非法の場合には雑掌が、雑掌の非法の場合には地頭が取り次ぎ提訴するのが傍例であるが、上荘の場合、地頭が預所職を兼帯しており雑掌不在のため、訴訟はできない。別に雑掌を任命して百姓訴訟を取り次ぐか、もしくは地頭が雑掌を望み補されているならば預所方から非法停止の命令を下知するしかない、いずれにしても雑掌がいなければ訴訟はできないとし、③百姓の解のなかに雑掌の訴訟も含まれているが、雑掌の訴訟とする場合には、百姓解がなくても可能だが、ただしこれも雑掌を定めなければ訴訟できない、というものであった。

つまり、雑掌が不在の場合にも、はたまた地頭が雑掌である場合にも、地頭非法を訴えるためには、本所側からの雑掌任命が必要だとされたのである。地頭と雑掌は本来荘園支配体系においては別個のルートとして認識されていた。しかし文永一〇年の協調体制によってそれが曖昧になっており、その状態では六波羅への提訴もできなかったのである。この唯淨の答申と推薦によって従蓮が新雑掌に就任した。

だが、従蓮の雑掌就任から六波羅提訴のための訴状が作成されるまでには二ヶ月ほどの間がある。この間、円満院は訴訟の準備とともに、新雑掌従蓮による阿弓・河荘支配に期待していたとみられる。従蓮は、九月中旬現地に代官を遣わした。河野は時期からみて年貢の収納であろうとしている。しかし上荘地頭宗親は従蓮の代官を出し、莊務を執行させなかった。⁷⁷⁾ またこれまで本所に対して敵対的な姿勢を見せてなかった下荘地頭宗氏(宗親の父)も、子息を支援するため雑掌を追い出し、所務を押し、種々悪行をしたという。⁷⁸⁾

ここに円満院は六波羅提訴に踏み切った。おそらく当初は上荘地頭宗親のみを訴えることで準備が進められていたのだろう。しかし下荘地頭の敵対も明白になり、訴状は上荘・下荘の二通作成されることになった。⁷⁹⁾ 訴状が上村・下村二通となった経緯については、次の書状(勘返状)に記されている(返信は往信の行間に記されているが、便宜的にわけて載せた)。⁸⁰⁾

阿弓川庄雑掌解進候、内々可被入見參候也、下庄者用雑掌候歟之由、相存候之処、如上庄不叙用之由、代官申上候之間、訴状別々事候、可申付 令旨於六波羅之由存候、忝々可有申御沙汰候也、

(通傳)
入見參候畢、両通追進候、神妙候、忝被清書、可被進候、令旨者其時可被進由候也、

私申候、御祈無為結願、日出候、何比御參候哉、返々無心本候、法花経者召寄候也、

これは差出人・宛所の記載がない勘返状であるが、まず差出人から、阿弓河庄雑掌の解を進上するので、内々に見参に入れて欲しいということ、上庄・下庄の訴状を別々にしたことなどが記され、さらに六波羅に令旨を出してもらうよう求められており、それに対する返信として、解状二通を見参に入れたことや、清書の命令、そして令旨を出すことを領掌する内容が記されていることから、宛先は円満院門跡円助の侍者であり、訴状を円助法親王の見参にいれ、その後の対応について確認した書状であったことがわかる。実際、この裏には下庄に対する訴状草案が記されており、同じ筆跡の上庄への訴状案も残されている。⁽⁸¹⁾

ただし、差出人については、河野通明は雑掌從連であるとし、黒田弘子は領家寂樂寺だとした。⁽⁸²⁾ 結論からいうと、これはそのいずれでもなく、差出人は沙汰雑掌の静舜である。

その根拠は、この書状の筆跡が二通の訴状案と同一であり、またこれらが静舜書状、静舜が作成したとみられる相論沙汰文書案と同じ筆跡であることである。また、静舜はこの後の関係文書の清書も担当しており、⁽⁸³⁾ 訴訟担当の沙汰雑掌として訴状作成、問答に関わっていたことが明らかである。⁽⁸⁴⁾

そして訴状が上下庄の二通となったことについて、史料傍線部にあるように、下庄は雑掌從連を叙用するかと思っ
ていたら、上庄のように叙用しないと代官が申し上げてきたので、訴状は別々となった、と記している。現地に派遣された雑掌從連の代官に対して下庄地頭も敵対するに及び、当初予定していなかった下庄の訴状も作成したのだろう。上庄地頭宗親に対する訴状が文永一〇年以前の非法を書き上げているのに対して、下庄地頭に対する訴状は、直前の

従蓮代官拒否しか記していないのもそのためだろう。

なお、下荘についてはほとんど史料に現れないため、これまでの行論でも上荘・下荘をあまり明確に論じてこなかったが、本所・領家と敵対し、百姓からも非法を訴えられていたのは預所を兼帯していた上荘地頭宗親であった。なお、下荘についてはこの後の訴訟でも見られず、訴訟は専ら上荘地頭宗親と本所との対決となっている。

裁判は一〇月五日から「初沙汰」が行われた。⁸⁶しかし問答が始まらないうちに、一〇月二十八日、三度目の上荘百姓申状、片仮名書きで一三カ条にわたり地頭宗親を訴えた片仮名申状が提出されたのである。⁸⁷

阿豆河荘上村現地では、一〇月八日から地頭代孫次郎が三日にわたり百姓等に年貢催促して責め立て、一八日から二日間にわたり責め、供給（接待）を要求したという。さらに二一日には百姓が地頭の方に収納の料を少々進上した帰り、同輩の家に泊まっていたところ、地頭方に夜中襲われ首を切られそうになったといい、二五日からはふたたび地頭太郎・孫次郎が三五人の従者を引き連れて百姓のもとに参り一日三度の厨と馬飼秣ほか色々の物を責め取るなどの行為を行った。日付のわかるものだけを書き出したが、現地では地頭方による厳しい収納が行われ、先例のない用途の徴収や、暴力行為もおこっていた。ここに百姓等は、地頭方の非法を書き上げ訴えたのである。

この仮名書申状について、仲村研は、この片仮名申状を、訴訟の「初度の沙汰」を効果あらしめるために出されたとしたが、申状作成に雑掌従蓮の指導があったとする見解も、その後の研究で否定されており、六波羅法廷での訴訟と関連して出されたものではなく、現在では百姓等が独自に作成し訴えたものとされている。文永一一年の逃散による闘争の際と同様に、材木納入の遅滞を地頭苛法によるものとし、本所円満院に地頭非法への対処を迫るものであった。円満院は、百姓申状をうけて十一月二日再度雑掌の重訴状を六波羅に提出し、まずは雑掌を荘家に入部させ、年貢以下公事の沙汰をさせたいうえで、地頭非法については追って成敗を蒙りたいとして、まず当面の雑掌入部について裁断を求めた。⁸⁸

河野は、雑掌従蓮について、当初円満院は百姓解を取り次ぐ訴訟を推し進めてきたが、従蓮によって雑掌による訴

訟に切り替えられ、また従蓮は年貢収納で地頭に先を越されたことに慌て、百姓解を副進することもせず、自己利益のみを追ってこの一月二日の重訴状を提出したとした。しかし、円満院は当初から百姓解を取り次ぐ訴訟ではなく、雑掌解による訴訟を進めており、このとき従蓮も円満院の意向に沿って、単に百姓に対する非法停止で終わらせるような訴訟ではなく、地頭を罪科に処すことを目的とした訴訟をおこなっていた。

雑掌の重訴状をうけて翌三日には六波羅奉行から地頭宗親に初度の催促がなされた。だが宗親は在京しながらなかなか出頭せず、再三催促がなされた。ようやく一月二五日に宗親は参対したが、相手が所務雑掌従蓮ではなかったため問答に応じなかったという。宗親は、従蓮が阿弓河荘現地で頻りに濫務をおこない地頭妻子に恥辱を与えているとして、従蓮を召し上げれば問答に応じる、としたのである。⁽⁸⁹⁾このとき出対した雑掌は沙汰雑掌静舜で、「所務雑掌ではないが、宗親が希代無双の狼藉をおこなっているため円満院の令旨・領家拳状を帯びて訴訟を担当しているのだ」と述べている。⁽⁹⁰⁾静舜は在国する所務雑掌従蓮にかわり、初度の訴状作成以来、沙汰雑掌として裁判に携わっていた。

(三) 訴訟の展開と結末

さて、円満院側には裁判担当者としてもう一人、快猷という人物が関わっていた。河野は快猷を静舜の後任としたが、静舜と快猷は同時期に裁判に関わっており、その活動はともに建治二年六月まで確認できる。⁽⁹¹⁾

裁判は一月一六日宗親が出対し陳状が提出され、静舜も参対して、問答がおこなわれるはずであった。しかしこのとき快猷が来なかつたため問答を遂げられず、問答は翌一七日に持ち越されたという。⁽⁹²⁾これについて静舜は、「快猷が不在の状況で問答せよと円満院から命令されたことは思いがけないこと」であったとし、繰り返し不満を述べている。⁽⁹³⁾静舜は、書類の清書や奉行人への送達などにはあたっていたものの、具体的な争点や阿弓河荘の現地の状況などに関わる問答への対応は快猷の役割だったのだろう。同じ書状で静舜は、「所務雑掌の従蓮が上洛しても詮の無いことで、つくづく我が身は不運だと思ふ。今日奉行人のもとにこの状を届けに行つたが、他行していたので明日届ける。」

と記している。所務雜掌從蓮、沙汰雜掌靜舜、快猷のそれぞれの役割は異なっていたのだろう。

快猷が参対して問答が行われた一二月一七日、宗親から初度の陳状が出されたようである(現存しない)。その内容は、二度の陳状と同じく一八カ条にわたり地頭請所の正当性を主張したものであったようである。地頭請所の正当性を主張し、さらに具書として文永五年四月二五日の「関東平均御式目」(六波羅探題北方北条時茂宛の関東御教書)が提出された。⁽⁹⁵⁾これは鎌倉幕府が、地頭請所について定めた追加法で、これまでは関東入口地でないところは雜掌訴訟により転倒されることがあったが、今後は私の請所でも二〇カ年相違がなければ違乱してはならない、とするものであった。宗親はこれを根拠として尼住心以来四代六〇年以上地頭請所が続いており、請所を破棄することはできないと主張したのである。⁽⁹⁶⁾

ところが、円満院側はこの「関東平均御式目」を謀書だと疑い、六波羅奉行人に要請して裏を封じてしまった。⁽⁹⁷⁾年も押し迫るなか、宗親から二度の陳状が提出された。文永五年四月二五日の「関東平均御式目」を謀書とみなし裏を封じたことに反論し、八通の副進文書を添付し、初度と同様一八カ条にわたり宗親の地頭請所の正当性を主張するものであった。⁽⁹⁸⁾その内容は、訴えに対する陳述というよりも、按察阿闍梨(陳状では「阿弓川莊給主」としている)が、本所との契約に背いただけでなく種々の悪行をおこなったことを訴え、これを関東に注進するよう要求するものであった。宗親は初度の陳状に対して、雜掌が一言も返答していないのは承伏した証拠だとし、円満院側の訴えを「逆訴」だとも称しており、本来、地頭側が任快・按察阿闍梨を訴えているのだという姿勢をとっている。

宗親がこのような円満院の訴状と食い違った陳状を提出したのは、真の訴訟相手を見抜けず相手を任快・按察阿闍梨だと思っていたからではないだろう。宗親がこの訴訟で勝つためには、任快・按察阿闍梨による請所契約の破棄や悪行を訴え、按察阿闍梨の罪科を問い排除するしかなかったためであり、これは宗親の戦術であったとみるべきだろう。

このころ静舜は、六波羅評定衆の中条氏⁽⁹⁹⁾からも助言を得ていたようで、宗親が提出した「関東平均御式目」を謀書だとすることで罪科に問い、それによって宗親が主張する他の論点をかわせるだろうとみていた。⁽¹⁰⁰⁾

年が明けて建治二年二月に六波羅の担当奉行人の一人が交替し、閏三月から四月にかけて数度地頭宗親に出対が求められた。しかし宗親は番役を理由に一向に出対せず、裁判が進展しはじめたのは六月に入ってからであった。

どうもこの間、静舜と快猷の間で、訴訟方針をめぐって意見の違いがあったらしい。

静舜は、宗親が提出した文永五年四月二十五日「関東平均御式目（関東御教書）」を謀書とする一点突破でいけると考えており、そうした内容の訴状を起草した。建治二年六月五日付の訴状案がそれである。しかし、この草案は採用されなかった。

一方、快猷は唯浄とともに、「謀書」の一点突破だけでなく、地頭請所の継続自体を否定することを盛り込んだ訴状を起草しており、すでに二月には唯浄起草の訴状案が作成され、また唯浄は改めて六月に訴状の草案を作成した。ここで唯浄が証拠文書として重視したのが文永一〇年八月の宗親請文であった。

快猷は、唯浄の方針に乗って、六月一日には宗親請文の正文を按察阿闍梨から取り寄せ、また六月九日の書状でも、具書をそろえる準備をおこなっており、裁判では地頭側の提出する嘉禎御契状（住心が預所職を給わった桜井宮の御教書・下文）と「謀書（文永五年四月二十五日関東御教書）」と、こちらが提出する宗親請文との勝負となるだろう、とみていたことがわかる。

そうして快猷と唯浄によって作成された訴状が、実際に六波羅法廷に提出されることになった。その内容は、まず文永一〇年宗親請文をもって地頭請所の継続を否定し、「謀書」の論も、静舜起草案よりもさらに傍証を付け加え、それによって地頭職の改易を要求するものであった。

これによって、面目を失ったのが静舜である。六月一七日、静舜は、「去年から日夜朝暮、これに当たってきたが、今となつては詮なきことで、面目を失ってしまった。また宗親に打ち殺されそうな状況なので、平に雑掌を辞したい」と、書状で申し送り、沙汰雑掌を辞した。

快猷・静舜という二人の沙汰雑掌は、それぞれ別の六波羅法曹官僚を助言者とし、裁判での役割も異なっていた。

彼らが、円満院・寂楽寺のいずれかに偏ったような動きは特に見られないが、静舜が寂楽寺の挙状を得て沙汰雑掌に就任していたことを考えると、あるいは寂楽寺に近い人物で、一方の快猷は円満院に近い人物であったのかもしれない。¹⁰⁾

裁判は、快猷と唯浄によって周到に準備された訴状で本格的に展開することになった。この六月の唯浄起草の訴状で、意図的な事実の歪曲がおこなわれた。それが、地頭湯浅氏の立場を本所が任命した雑掌だとしたことである。文永一〇年八月に預所按察阿闍梨との間で交わされた宗親請文を、本所が雑掌職に任命したことに対する請文だと読み替えたのである。これは前年九月の初度訴状（静舜草案）、建治二年二月の唯浄草案の段階では「預所」との契約となっていた。しかしこの六月の訴状では「本所」からの恩顧による任命としたのである。

唯浄は、宗親の地頭請所を否定し地頭請所が二〇年以上継続していないことを示すために、預所の下に代々雑掌が任命され現地に入室していたこと、そして宗親の立場も、一時的に恩顧によって雑掌に任じられただけで、すでに解任した、という論を作り出したのである。

訴陳は、六月、七月と番えられ、八月には宗親が、妻女の伯父が関東で死去したとして陳状を提出しなかった。¹¹⁾ それ以降、裁判が行われた形跡はなく、おそらく勝敗を決しなまま終わったとみられる。地頭湯浅氏が罪科に問われないので、実質的に地頭湯浅氏の勝訴であった。

地頭宗親の主張にも強弁があり、実際には地頭請所は継続していないのに、六〇年以上継続しているとしたり、預所代を預所職と主張したり、提出した関東御教書にも謀書と言われるような不審な点が存在していた。それにもかかわらず、円満院が勝訴を得られなかったのは、円満院側の主張の矛盾が露呈したためかもしれない。円満院の訴訟は失敗に終わった。

おわりに

阿弋河莊支配をめぐる文永・建治相論の過程は非常に複雑である。本稿では先行研究に学び、また現段階でできる限り文書の写真を利用しながら史料解釈をおこない、その相論の過程の復元を試みた。さらに文書の史料論的な分析が進めば、沙汰雜掌の残した書状の正文が誰に宛てられたものだったのか、相論関係文書が誰のもとに、どのように集積されたものだったのかを明らかにすることができるだろう。

最後に、寂楽寺別当任快の立場から、これまでの過程をまとめ、建治相論の結末を考えてみたい。

阿弋河莊は、一一世紀初頭の平惟仲の施入以来、寂楽寺が領有してきた莊園であったが、その後寂楽寺を管領した円満院の支配下に置かれ、寂楽寺別当任快のとき、桜井宮覚仁の死去に際して阿弋河莊の本所の立場を取り戻し、任快は自ら預所として莊務を執行しようと奮闘してきた。しかし、地頭湯浅氏との対立によって、莊園支配を確立することができず、さらに再び円満院の管領下に置かれたため、本所円満院のもとで預所として知行を維持する道をとらざるを得なかった。

文永一〇年（一二七三）円満院門跡円助のもとで、円満院が地頭との協調関係を結んで検注を実現し、子息按察阿闍梨と地頭との間でも芳談がなされ、協調体制が成立したかにみえた。しかし結局、地頭の預所兼任を事実上認めたとが、百姓の逃散、鬭争を引き起こし、円満院は地頭湯浅氏を武家訴訟によって排除するため建治相論へと突入した。建治相論のなかでの任快・按察阿闍梨の動きは全くわからない。この訴訟で円満院が勝訴し、地頭湯浅氏を排除することは、任快にとっても宿願であっただろう。しかし結局円満院は勝訴を得ることができなかった。任快は、円満院をもはや頼れる存在ではないと見限ったのだろう。

建治三年（一二七七）一二月、任快は寂楽寺に保管されてきた阿弋河莊の公験を高野山に譲渡した。¹¹³これが寂楽寺領としての結末である。河野は、任快が高野山に公験を譲渡したことを、円満院門跡円助法親王のもとで阿弋河莊経

管から排除されたことへの報復であったかもしれない、とした。しかし想像をたくましくするならば、この高野山への文書譲渡は、むしろ、ずっと任快の望みを打ち砕いてきた地頭湯浅氏への報復であったかもしれない。しかし、任快がこのとき何を考え高野山への文書譲渡をおこなったのかは知る由もなく、その後の任快・按察阿闍梨についても全く不明である。

注

- (1) 『人文学報』五一四—九号（歴史学・考古学第四六号）、二〇一八年。
- (2) 仲村研「紀伊国阿弓河庄における片仮名書言上状の成立」(同「荘園支配構造の研究」吉川弘文館、一九七八年所収、初出は一九六五年)。以降、仲村の見解はこれに拠る。なお仲村より前に上横手雅敬も「鎌倉幕府法の限界」(同「日本中世国史論考」塙書房、一九九四年所収、初出は一九五四年)において建治相論を鎌倉幕府対地頭の争いと捉え、一三世紀末の幕府法の限界を指摘していた。
- (3) 河野通明「阿弓河庄をめぐる寂楽寺と円満院―片仮名言上状成立背景の再検討―」(寺院史研究会編『中世寺院史の研究上』法蔵館、一九八八年)。
- (4) 黒田弘子「裁判にゆれる荘園―法曹官僚唯浄と阿弓河庄―」(阿部猛・佐藤和彦編『人物でたどる日本荘園史』東京堂出版、一九九〇年)。以降、黒田の見解は注を付していない場合にはこれに拠る。
- (5) 高橋典幸「阿弓河庄の建治相論」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅱ 鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、一九九九年)。以降、高橋典幸の見解はこれに拠る。
- (6) 高橋修「武士団、寺院、そして民衆―阿弓川庄における正元―建治期の相論―」(同『中世武士団と地域社会』清文堂出版、二〇〇〇年)。以降、高橋の見解は注を付していない場合はこれに拠る。
- (7) 金泰虎「庄園支配と百姓結合の展開―紀伊国阿弓河庄―」(『ヒストリア』一五五、一九九七)。
- (8) 黒田弘子注4論文、同「荘園の裁判」(藤木久志・荒野泰典編『荘園と村を歩く』校倉書房、一九九七年)。
- (9) 金泰虎「阿弓河庄における庄務権と文書」(『人文論叢』一三三、一九九四)。
- (10) 金泰虎注7論文。
- (11) 高橋修注6論文では、湯浅光信は湯浅宗光の女、宗氏(成仏)の妹である唯心に比定されているが、赤澤春彦は、高橋の比定に否定的見解を示し、宗光の庶子ではないかとしている(赤澤春彦「阿弓河庄に残された二通の訴状正文」(『古文書

研究』六三号、二〇〇七年)。

(12) 仲村研編『紀伊国阿弋河荘史料』(一九七六年、吉川弘文館)所収の文書については「阿+番号」で示す。阿一四一。なお阿弋河荘関係文書については、注1論文および本稿巻末の文書目録を参照。

(13) 阿二二五。赤澤春彦前掲注11論文。

(14) 阿一六八、一七七。高橋修注5論文。

(15) 阿一六八、阿一七七。

(16) 阿一六六。

(17) 阿一七七。

(18) 阿一六八。年月日未詳阿弋河荘雜掌重言上状断簡(高野山御影堂文書、『清水町誌』資料編、補二)。以降清水町誌所収の文書については、「清+番号」で示す。

(19) 清補一、阿一六九、阿一七四。

(20) 阿一六九、清補二。

(21) 阿一七九。

(22) 阿一七四。

(23) 阿一七六。

(24) 阿一八三。

(25) 阿二三四。

(26) 阿二二五、阿二三六。

(27) 阿二二五。

(28) 阿二二五。

(29) 阿三三四。

(30) 阿一九三、阿一九四、阿一九五。ただし、署名には「地頭藤原女」とあり。検注は宗親自身ではなく、母唯心が前面に立つてなされたと考えられる。

(31) 阿二二五。

(32) 高橋典幸前掲注5論文。阿二〇六。

(33) 阿三三四。

(34) 阿二一八、阿三三四。

- (35) 阿二三四。
(36) 阿三三五。
(37) 阿三三六。文永七年、同一〇年の和身については赤澤春彦注11論文参照。
(38) 高橋修「阿豆川庄の「馬入道願蓮」―正元―建治期相論の「断面」」(同『中世武士団と地域社会』清文堂出版、二〇〇〇年所収、初出は一九九〇年)。
(39) 阿二二五。
(40) 金泰虎注7論文。
(41) 注1論文。
(42) 阿一九〇、阿一九一、阿一九二。
(43) 阿二〇一、阿二〇二。
(44) 阿五三、阿一九三。
(45) 阿五五、阿一九四。
(46) 阿一九五。
(47) 阿二二五。
(48) 阿三三四、阿三三五。
(49) 阿二一八。
(50) 阿二一八、阿二二五、阿三三五。
(51) 建治二年二月の唯浄起草の訴状案(阿二二六)の段階でも「預所□(代か)事、可預御計候」と記されており、この段階まで円満院側も預所と地頭の契約であったという認識をしていた。これが変化するのは建治二年六月の唯浄起草の訴状からである。
- (52) 阿二二五。
(53) 阿二二五。
(54) 阿一九七、阿一九九。高橋典幸注5論文。
(55) 阿二二二。
(56) 阿一九六。
(57) 清補三(二)。
(58) 清補三(一)～(三)。

- (59) 阿二二八。
- (60) 河野通明注3論文、高橋修注6論文。
- (61) 阿一九七。なおこの建治元年三月の本所裁判関係文書については、黒田弘子「百姓申状と本所裁判」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、一九九〇年)が詳細な検討を加えている。
- (62) 阿一九八、阿二二七。
- (63) 阿二二八。
- (64) 阿二二八、阿一九九。
- (65) 阿二二八、阿二二九、阿一九七、阿一九九。浄信については、高橋典幸注5論文で、円助付法の弟子であったことが明らかにされている。
- (66) 阿二〇四、阿二〇五、阿二〇六、阿二二八。
- (67) 阿二二二。
- (68) 阿二〇六。
- (69) 黒田前掲注8論文。
- (70) 阿二二一—12。
- (71) 阿二〇〇。
- (72) 阿二二七、阿二二八。
- (73) 阿三三五。
- (74) 阿二二二。
- (75) 阿二一六。
- (76) 阿二二二。
- (77) 阿二一八。
- (78) 阿二二七。
- (79) 阿二一七、阿二二八。
- (80) 阿二〇三。
- (81) 阿二一七、阿二二八。
- (82) 黒田注8論文。
- (83) 阿二〇九、阿二二〇、阿二二四。

- (84) 阿二二一。
(85) 阿二〇九。
(86) 阿二二一。
(87) 阿二一九。黒田弘子『ミミヲキリ ハナヲソギ』吉川弘文館、一九九五年。
(88) 阿二二〇、阿二二一—1。
(89) 阿二二一—10。
(90) 阿二二一—12。
(91) 阿二〇七、阿二〇八。
(92) 阿二〇九。
(93) 阿二〇九。
(94) 阿二二五。
(95) 阿一八二。
(96) 阿二二五。
(97) 阿二二一—22、阿二二五。阿二〇九で静舜が清書し奉行に進めたとするのもこれに関連するものであろう。
(98) 阿二二五。
(99) 中条氏については山野龍太郎「東国武士の六波羅評定衆化」(『史境』六一号、二〇一〇年)参照。
(100) 阿二一〇、阿二二四。
(101) 阿二二一—15。
(102) 阿二二一—21。
(103) 阿二三〇。
(104) 阿二二六。
(105) 阿二〇〇。
(106) 阿一〇一、阿一〇二。
(107) 阿二〇七。
(108) 阿三三五。
(109) 阿二〇八。
(110) 阿二〇九静舜書状に見える「快猷奉書案文」は阿二二一—22雑掌奉書案を指していると考えられ、快猷が円満院の命令を

伝えたものであつた可能性がある。

(11) 阿二三六。

(12) 阿三三九。

(13) 『高野山文書』又続宝簡集一三四―一九二五、阿二四二。

阿弓川荘関係史料目録(二)

和暦	西暦	月	日	文書名	原典(※1)	阿弓河荘史料(※2)	遺文	備考
148 建治1	1275	5		阿弓河荘上村百姓等申状案	【高】又統56-130	206	鎌11921	
149 建治1	1275	6	17	阿弓河荘百姓牛馬追補注文	【高】又統56-131	211	鎌11928	
150 建治1	1275	5,6		阿弓河荘条々事書案	【高】又統79-1435	222	鎌11989	唯治の筆跡。※4、5
151 建治1	1275	7	4	沙弥能連起請文	【高】又統110-1781	212	鎌11944	
152 建治1	1275	8	7	唯浄注進起請文	【高】宝33-431	216	鎌11988	
153 建治1	1275	9		阿弓河荘雜掌訴状案	【高】又統75-1154	217	鎌12080	紙背に阿208。静舜筆か。
154 建治1	1275	9		阿弓河荘上村雜掌能連訴状案	【高】宝13-182	218	鎌12081	静舜筆か。
155 建治1	1275	9		某(静舜か)書状持葉(円満院家司か)勸返状	【高】又統75-1153	203	鎌12082	阿217の紙背。静舜筆か。
156 建治1	1275	10	5	阿弓川荘相論沙汰文書案	【高】又統79-1444	221	鎌12045	静舜筆か。本文書案に含まれる文書は別個に採録した。
157 建治1	1275	10	28	阿弓河荘上村百姓等申状	【高】又統78-1423	219	鎌12076	
158 建治1	1275	11	2	阿弓河荘雜掌訴状案	【高】又統78-1424	220	鎌12083	
159 建治1	1275	11	2	阿弓河荘雜掌重訴状案	【高】又統79-1444	221-1	鎌12045	阿220とほぼ同文。
160 建治1	1275	11	3	六波羅春行人善成訴状案	【高】又統79-1444	221-2	鎌12100	
161 建治1	1275	11	10	阿弓河荘雜掌書状案	【高】又統79-1444	221-3	鎌12122	
162 建治1	1275	11	10	六波羅春行人善成召文案	【高】又統79-1444	221-4	鎌12123	
163 建治1	1275	11	14	阿弓河荘地頭湯浅宗親請文案	【高】又統79-1444	221-5	鎌12124	
164 建治1	1275	11	24	六波羅差符案	【高】又統79-1444	221-6	鎌12132	
165 建治1	1275	11	24	阿弓川荘御使書状案	【高】又統78-1432	223	鎌8745	※4
166 建治1	1275	11	25	六波羅春行人長禰・定心連署召文案	【高】又統79-1444	221-7	鎌12133	
167 建治1	1275	11	27	阿弓河荘雜掌重訴状案	【高】又統79-1444	221-8	鎌12047	
168 建治1	1275	11	27	六波羅春行人長禰・定心連署召文案	【高】又統79-1444	221-9	鎌12135	
169 建治1	1275	11	27	阿弓河荘地頭湯浅宗親請文案	【高】又統79-1444	221-10	鎌12136	
170 建治1	1275	12		阿弓河荘雜掌重訴状案	【高】又統79-1444	221-11	鎌12046	建治1年11月27日以降に作成。
171 建治1	1275	12	3	六波羅春行人長禰・定心連署召文案	【高】又統79-1444	221-13	鎌12164	
172 建治1	1275	12	6	阿弓河荘地頭湯浅宗親請文案	【高】又統79-1444	221-11	鎌12169	
173 建治1	1275	12	17	阿弓河荘雜掌書状案(快哉か)奉書案	【高】又統79-1444	221-22	鎌12174	
174 建治1	1275	12		阿弓河荘雜掌書状案	【高】又統79-1462	209	鎌12083	
175 建治1	1275	12		阿弓川荘雜掌重訴状案	【高】又統79-1444	221-14	鎌12183	阿221-12以降。
176 建治1	1275	12		阿弓河荘地頭湯浅宗親重陳状案	【高】又統75-1444、又統79-1465	225	鎌12183	
177 建治1	1275	12		静舜書状	【高】又統79-1440	210	鎌12084	「書書の指示があり→建治1年12月以降。
178 建治1	1275	12		静舜書状	【高】又統79-1438	224	鎌12085	阿210のすぐ後の作成。

和暦	西暦	月	日	文 書 名	原出典 (※1)	阿弔河莊史料(※2)	遺文	備考
179 建治2	1276-?	2	7	六波羅春行人長禪書状案	【高】又統79-1444	221-15	鎌12215	
180 建治2	1276	2		唯淨(斎藤基茂) 書状草案	【高】又統34-358	226	鎌12230	前欠。
181 建治2	1276	閏3	7	六波羅春行人長禪・道尊連署召文案	【高】又統79-1444	221-16	鎌12296	
182 建治2	1276	閏3	22	六波羅春行人長禪・道尊連署召文案	【高】又統79-1444	211-17	鎌12310	
183 建治2-?	1276	閏3	27	下莊公文兼連・追捕使光佛連署状	【高】又統50-984	なし		※3
184 建治2	1276	閏3	28	六波羅春行人長禪・道尊連署召文案	【高】又統79-1444	211-18	鎌12313	
185 建治2	1276	4	11	六波羅春行人長禪・道尊連署召文案	【高】又統79-1444	211-19	鎌12317	
186 建治2	1276	4	16	六波羅春行人長禪・道尊連署召文案	【高】又統79-1444	211-20	鎌12319	
187 建治2	1276	4	22	六波羅春行人長禪・道尊連署召文案	【高】又統79-1444	211-21	鎌12321	
188 建治2-?	1276-?	6	1	某(快歌?) 書状	【高】又統79-1441	200	なし	阿207と同筆か。
189 建治2	1276	6	5	阿弔河莊雜掌申状案	【高】又統56-125	230	鎌12354	
190 建治2-?	1276-?	6	9	快歌書状	【高】又統79-1453	207	鎌12036	阿200と同筆か。
191 建治2-?	1276-?	6	17	静齋書状	【高】又統79-1442	208	鎌12037	※5
192 建治2	1276	6		阿弔河莊雜掌訴状案	【高】又統79-1447	233	鎌12370	前欠。唯淨の筆跡か。
193 建治2	1276	6		阿弔河莊雜掌注進状案	【高】又統79-1449	234	鎌12371	前後欠。
194 建治2	1276	6		阿弔河莊雜掌訴状案	【高】又統79-1448	なし		阿235と同内容。唯淨の筆跡か。
195 建治2	1276	6		阿弔河莊雜掌訴状案	【高】又統57-1155	235	鎌12369	
196 建治2	1276	6		阿弔河莊地頭湯淺宗親陳状案	【高】又統56-1132	231	鎌12372	阿232と同内容。
197 建治2	1276	6	23	阿弔河莊地頭湯淺宗親陳状案	【高】又統57-1151	232	鎌12372	阿231と同内容。
198 建治2	1276	7		阿弔河莊地頭湯淺宗親陳状案	【高】又統57-1152	236	鎌12420	7月21日到来。唯淨の筆跡か。
199 建治2	1276	8	6	阿弔河莊雜掌訴状案	【高】又統56-1133	238	鎌12442	
200 建治2	1276	8		阿弔河莊雜掌言上状十代	【高】又統79-1450	239	鎌12459	折紙。8月6日以降。
201 建治3	1277	12	21	法印印快裏書	【高】又統34-1925	7	なし	寂樂寺手印施入状案の裏書。
202 建治3	1277	12	21	法印印快裏書	【高】又統34-1925	242	平箱167	寂樂寺宝藏物失状案の裏書。
203 建治3	1278	8		阿弔河莊上村預所契約状并勝請文	【高】宝33-682	244	鎌13158	前欠。一紙目は別文書。※5
204 弘安6	1283	4	2	阿弔河莊上村預所契約上并真算請文	【高】又統34-401	299	なし	阿には後欠部なし。
205 正応2	1289	7	19	関東御教書	【高】宝33-421	250	鎌17070	参考：阿253、高野春秋編年輯録巻第九(正応2年7月19日条)。
206 正応3	1290	3	20	湯浅淨智文案	【高】又統41-704	258-1	鎌17291	
207 永仁4	1296	8	22	関東御教書	【高】宝33-422	268	鎌19122	参考：阿267、高野春秋編年輯録巻第九(永仁3年8月22日条)。
208 乾元2-?	1303-?			金剛峯寺衆徒連署置文	【高】宝33-682	244	鎌13158	後欠。※6
209 乾元2	1303	6	9	後宇多院院宣	【高】宝33-681	276	鎌21546	
210 乾元2	1303	8		阿弔河莊上村預所請文	【高】又統78-1426	277	鎌21564	
211 嘉元1	1303	6	13	龜山院院宣	【高】又統53-676	278	鎌21629	

和暦	西暦	月	日	文 書 名	原出典 (※1)	阿馬河莊史料(※2)	遺文	備 考
212 嘉元1	1303	8	20	後宇多院院宣	『高』宝33-423	279	鎌21632	
213 嘉元1	1303	8	20	八月二十日条(後宇多院院宣引用)	高野春秋編年輯録巻第九	280	なし	
214 嘉元1	1303	8	30	後宇多院院宣	『高』宝33-677	281	なし	
215 嘉元1	1303	9	7	亀山院院宣	『高』宝53-678	282	なし	
216 嘉元2	1304	3	7	後宇多院院宣案	『高』文統78-1427	284	鎌21764	
217 嘉元2	1304	3	7	三月七日条(後宇多院院宣案引用)	高野春秋編年輯録巻第九	286	なし	
218 嘉元2	1304	3	8	東寺長者御教書	『高』宝53-679	287	鎌21766	
219 嘉元2	1304	4	8	湯浅淨智普抄案	『高』文統41-704	258-2	鎌17291	
220 嘉元2	1304	4	19	阿馬河莊沙汰問文書目録	『高』宝53-680	288	鎌21797	
221 嘉元2	1304	4		金剛峯寺衆徒連署置文	『宝』文統3-1096・文統122-1888	290	鎌21843	阿・鎌には後欠部なし。
222 嘉元2	1304	5		金剛峯寺衆徒連署置文	『高』文統53-1095	289	鎌21842	

※1 「高野山文書」又綴宝簡集は「高」又綴・綴宝簡集は「高」又綴・宝簡集は「高」宝、とそれぞれ略表記をしている。
 ※2 仲村尚輔「肥前阿馬河莊史料一、二」(吉川弘文館、1976)。目録作成にあたって、本史料集に阿馬河莊関係史料として所載しているものであっても、明らかに阿馬河莊のものではないと判断した史料は本目録では除外した。
 ※3 目録(一) Na148として収録したが、年代比定・月日等に誤りがあったため本目録はNa148からカウントしている。
 ※4 河野通明「阿馬河莊をめぐる歴史」(中世寺院史研究会編「中世寺院の研究(上)」法蔵館、1988)。
 ※5 高橋典幸「阿馬河莊の建治相論」(鎌倉連文研究会編「鎌倉連文研究Ⅱ 鎌倉時代の社会と文化」東京堂出版、1999)。
 ※6 1紙目と2紙目以降は別文書が貼り次がれている。内容から1紙目は嘉元2年と推定される。刊本では接続されたまま翻刻されているので注意が必要である(三カ条目以降が2紙目である)。